

法3条1項3号の審決例



2018年 1月30日

0. はじめに

商標法は、法3条1項3号を規定し「その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」については、商標登録を受けることができないとしている。

その理由として、法3条1項3号に規定される、いわゆる記述的商標は、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであり、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当としないものであるということがその理由である。

ここで、食品の分野においては、まず消費者に商品を手にとって試してもらうためには、その商品の味、風味等を消費者に惹起させる要素が重要となるが、その商品の特長を直接的・暗示的に表わす場合には、上述した記述的商標に該当するとして登録を受けることができない。

一方、その商品の特長を間接的に表わす商標については、登録されるものの、その商品について、直接的・暗示的であるのか、はたまた間接的であるかの判断は職権調査でおこなわれ審査官の裁量に委ねられる部分も大きく、登録可能性の予見性を判断することは、商標の専門家にとっても難しいものと言える。

そこで当所としては、直近8年間（平成22年～平成29年）の商標審決例の中から、ボーダーラインと思しき事例をピックアップし、分類化して一覧にまとめることとした。

一覧にすることで、最近の審査の傾向もおぼろげながら見えてくるものであると思われる。

本リストが皆様方の商品ネーミング決定および商標戦略構築の一助になれば、幸いです。

【全4頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

